討　論

日本共産党議員団

議第3号三条市税条例の一部改正について反対

国の地方税法の一部改正は、消費税増税と一体で消費税を地方財源の主要財源として整備定着させていこうというものだ。

法人市民税では自治体間の税収格差を是正するとして、地方自治体独自の財源である法人市民税の法人税割の税率を引き下げ、その財源をもとに、国税として地方法人税を創設。地方へ配分する地方交付税の原資としている。法人市民税・法人税割の税率が2・6％引き下げられることになり、今後税収への影響が大変懸念される。

また、軽自動車税の税率引き上げと重課税の導入については、車体課税について、自動車取得税の税率を引き下げる一方、財源の穴埋めとして軽自動車税を引き上げるものだ。

軽自動車は価格、維持費が安価なため、その需要は大きい。生活に欠かせない軽自動車や原付オートバイなどに大幅な増税を行うことは、消費税増税とともに二重の負担増となる。

また、平成28年度分より、最初の新規検査から13年経過すると一気に現行税率の1・8倍にもなる理不尽な改正のため反対。

議第15号平成26年度三条市一般会計補正予算と議第16号平成26年度三条市水道事業会計補正予算に反対

この補正予算は、職員組合が不当労働行為救済申し立てを行ったことに対応するため弁護士等に係る経費の予算措置を行うものであり、市の対応によっては今後さらに支出が見込まれる経費である。今、市がすべきことは、弁護士費用を補正することではなく、職員組合と話し合い、解決を目指すことではないのか。ただ漫然と税金を使い裁判をするというのは、許されない。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第2条に、関係者の責務として、「地方公共団体におけるその経営する企業（中略）の重要性にかんがみ、（中略）関係者は、紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽さなければならない」と規定されている。職員組合と市において、最大限の努力をすべきである。努力なしに、安易に補正予算を認めるべきではない。駄目だった場合に改めて補正予算を上程するべきであり、その努力をしてこそ、今後の審議において、三条市の正当性が認められると考える。

自由クラブ

請願第3号に反対

日本国憲法制定後、吉田内閣は「個別的自衛権」もないとしていた。憲法第9条をそのまま読めば当然そうなる。それが、時の変遷により自衛のための戦力は保持しても構わない、自衛のための戦争までは禁じていないという解釈に変わった。憲法制定後間もなく70年になろうとしているが、わが国の防衛政策はこれまで解釈改憲によって変更されてきたというのが歴史の真実である。

現在わが国を取り巻く国際環境は激変し、周辺国にはあからさまに軍事力を強化してわが国を威嚇しているところが存在する。同盟国アメリカとの関係を強化する集団的自衛権を確立することは、わが国を侵略しようとする者に攻撃を思いとどまらせること、すなわち抑止力の強化につながる。

集団的自衛権の確立は戦争への道というプロパガンダがマスコミで横行しているが、そのような論理不在の情緒的意見にはくみすることができない。国民の生命と財産を守るため、国連もはっきり認め、どの国でも常識とされている集団的自衛権を確立することを宣言した安倍内閣の英断を高く評価するものである。

日本共産党議員団

請願第3号に賛成

日本は、先の大戦で310万余の国民の尊い命を失い、三条市においてもこの戦争で2746人が亡くなった。日本は悲惨な体験と多大な犠牲のもとに平和憲法を制定した。

この憲法のもとで、戦後これまで日本は戦争によって1人の国民も外国人に殺されることなく、また1人の外国人を殺すこともなく、戦争をしない国として諸外国の人々の信頼を得てきた。

しかし、安倍内閣は7月1日、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行した。

この閣議決定は、「憲法第9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という、従来の政府見解を転換し「海外で戦争する国」への道を開くものである。

安倍首相は「必要最小限の実力の行使」というが、いったん海外での武力行使に踏み切れば、相手からの反撃を招き、攻撃されれば応戦するという際限のない戦争の泥沼に陥ることになりかねない。

地方から「戦争をするな」の声を上げ続けることが大切である。三条市議会として政府に意見書を提出することが必要だ。この請願は採択すべき。

一般質問ダイジェスト

市政の？を問いました

【議員と行政のQ&A】

合併10年に向けての取り組み

問 来年5月で新三条市が誕生し10年となる。合併のハード面とソフト面の検証が必要ではないか。

答 ハード面は、地域審議会で検証を行ってきた。ソフト面は、市民満足度調査を小学校区単位で集計し、満足度の違いについて分析を行っている。次期総合計画策定に際しても満足度の違いについて分析を行う。

下田村閉村記念碑

災害復旧事業について

問 土木災と農地災の区分、農地災の負担額の上限について。

答 災害復旧時において柔軟に対応するため、区分は明確にしない。農地災の負担額上限は、旧下田の制度1カ所5万円が生きている。

河川災害

三条市職員の再任用制度について

問 再任用職員を全て期限付任用職員相当とせず、時間外勤務の削減ともなる運用をするべきでないか。

答 雇用と年金の接続のための制度であり、格付けについては責任の度合いに応じ検討する。

中心市街地の魅力の向上

問 少子高齢化社会を迎え、どのように中心市街地整備を図るのか。

答 全天候型広場や旭・裏館統合保育所、飲料水の備蓄施設、内水対策等まちづくりをハード面から投資する。

麻布谷川の抜本改修について

問 麻布谷川が氾濫すると嵐北の市街地、井栗、下保内方面にまで甚大な被害を与えることがある。隧道が竣工して六十余年が経過し、老朽化が進み崩落等の危険がある。調査結果と補修、新トンネルの必要性について、信濃川水系土石流危険渓流について、雨のたびに大きな被害が出ており、谷止めダムなど抜本的改修が必要ではないか。保安林の指定などで麻布谷川の抜本的改修に取り組むべきではないか。

答 隧道の現況調査を行い、県に事業化を要望している。内部に亀裂があり、湧き水も見られる一方、コンクリートの剥離はない。老朽化が進んでいるが緊急性は少なく、当面は補修などの維持管理に努め、工事の実施に向け県と協議を進めていく。谷止めダムは、県の治山事業で設置されるよう要請中である。麻布谷川の改修は、周辺山林の保安林指定など地元と連携して、県に事業化を求めていきたい。

麻布谷川の氾濫

土石流危険渓流の注意看板

国保税について

問 三条市の国民健康保険税は、平成23年度から連続値上げされている。「国保税は重過ぎる」「何とかしてほしい」との声が多い。この間、どのくらい値上げし、被保険者はこれに耐えられるだけ所得が上がったのか。累積赤字の穴埋めを全て保険税で賄うのは無理ではないのか。

答 この間、1人当たりの税額は約22％増加し、被保険者の所得は、1人当たり5・9％の増加。赤字解消は、基金の取り崩し、保険税の値上げが基本であり最善の方策だと考えている。